

RCEP に関するお知らせ

2025年1月1日から、RCEP協定において韓国へ輸出する際、第三者証明制度及び認定輸出者制度に加え、自己申告制度が利用できるようになりますのでお知らせいたします。

(URL) 税関：https://www.customs.go.jp/roo/text/rcep_kr_jikoshinkoku.html

現地で輸入申告する際の詳細な手続については、韓国税関にご確認ください。

なお、自己申告制度の利用を目的として、原産地証明書の発給に伴う原産品の判定依頼を行う事は出来ませんのでご注意ください。

◎自己申告制度とは

貨物の輸出者又は生産者自らが有する情報に基づき、原産品申告書（当該貨物が原産品である旨を申告する書面）を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することによりEPA税率の適用を要求する制度です。

(注) RCEP協定における輸出者又は生産者による自己申告制度対象国は、豪州、ニュージーランドに加え三カ国目となります。例えば、中国へ輸出する場合、自己申告制度はご利用いただけません。

(参考 URL①) 税関（原産地ポータル TOP ページ）：

https://www.customs.go.jp/roo/origin/question_epa.htm

(参考 URL②) EPA 相談デスク：<https://epa-info.go.jp/>